

枚方市市民公益活動補償保険 Q & A

いかなる事故も、**保険金の支払い可否は保険会社の判断**となります。保険金の請求を行った場合でも、**保険会社の調査の結果、保険金の支払いを受けられない場合がありますので、予めご了承ください。**

Q 校区コミュニティ協議会および自治会の参画団体とは、それぞれどのような団体を指しますか。
校区コミュニティ協議会：校区コミュニティ協議会組織図に記載されている団体 <例> 自主防災会、校区福祉委員会、防犯協議会など 自治会：自治会の構成団体として参画している団体 <例> 老人会、子ども会など
Q この保険制度における自治会の定義を教えてください。
本市内の一定の区域に居住する住民により自主的に組織された団体（自治会と同等の活動を行っていると思われる管理組合等を含む）
Q 活動の参加者が集合してから活動場所に向かっている最中にケガをした場合、保険の対象になりますか。
集合時点から活動が開始している場合は、スタッフ／参加者問わず傷害補償の対象になります。 活動場所へ集まってから活動が開始する場合は、集合時点は往復経路に含まれるため、参加者は補償の対象外となります。
Q バスで日帰りの研修ツアーへ行く予定ですが、バス乗車中に発生した事故は保険の対象になりますか。
賠償責任補償は対象外、傷害補償は対象となります。（ただし、傷害事故の場合であっても、相手方から損害賠償金の支払いを受けた場合は、傷害補償の適用は受けられません。）
Q 自治会館での会議に役員として参加した際、会館内の手すり外れてケガをしたのですが、保険の対象になりますか。
賠償責任補償：自治会館の維持・管理を自治会が行っており、事故の原因が自治会の管理瑕疵によるもので、自治会が法的責任を負うと判断される場合には、賠償責任保障の対象となります。 傷害補償：補償の対象です。
Q 自治会で管理している防犯灯や掲示板などが支柱の老朽化などにより倒れ、第三者を負傷させたり、第三者の物品を破損させた場合、保険の対象になりますか。
賠償責任補償：防犯灯や掲示板などの維持・管理を自治会が行っており、事故の原因が自治会の管理瑕疵によるもので、自治会が法的責任を負うと判断される場合には、賠償責任保障の対象となります。 傷害補償：補償の対象です。
Q コミュニティの活動中に民生委員がケガをした場合、保険の対象になりますか。
民生委員としての活動中のケガは、公務災害の対象となる場合があるため、 本保険の補償対象外 となります。しかし、民生委員としての活動中ではなく、 自治会（またはコミュニティ）のスタッフまたは参加者としての活動中のケガ であれば、 市民活動課の公益活動保険の対象 になります。

Q コミュニティの活動中に、コミュニティの役員がコミュニティ活動用備品(枚方市コミュニティ連絡協議会所有)を破損した場合、賠償責任補償の対象になりますか。

対象になりません。

賠償責任補償が対象になるのは、第三者の財物もしくは受託物に損害を与え、かつ、代表者が法律上の責任を負った場合です。備品の所有者である「枚方市コミュニティ連絡協議会」と備品の使用者である「校区コミュニティ協議会」は「協議体とその構成団体」という関係性であり、その関係性を第三者とみなすことができないためです。

Q 歳末夜警のパトロール中に車と接触してケガをした場合、保険の対象になりますか。

賠償責任補償は対象外、傷害補償は対象となります。(ただし、傷害事故の場合であっても、相手方から損害賠償金の支払いを受けた場合は、傷害補償の適用は受けられません。)

Q コミュニティスクールの活動として学校で清掃を行っている際に、参加したボランティアの方がケガをした場合、保険の対象になりますか？

事故が発生した清掃活動が**コミュニティ主催の活動**であれば、参加者として傷害補償の対象となります。

Q 複数の保険に加入している場合、重複して保険金を受け取れますか。

賠償責任補償：代表者等が複数の賠償責任保険に加入している場合は、加入している保険会社同士で負担割合を調整し、按分された金額を受け取ることが一般的です。

※補償対象者が、その事故について法令等による損害賠償を受ける場合は、市民公益活動補償保険の保険金は支払われない場合があります。

傷 害 補 償：ケガをした人が他の傷害保険等に加入している場合は、個人で加入している保険と市民公益活動補償保険の両方の保険金を受け取ることができます。

※事故が発生した活動の主催者等が法的に賠償責任を負う事故で、それによってケガをした人がその損害賠償金を受け取る場合や、法令等により国や公共団体などから損害賠償を受ける場合は、市民公益活動補償保険の保険料が支払われない場合があります。

Q 補償対象となる活動とはどのようなものですか。また、補償対象外の活動はどのようなものですか。

補償対象の活動は、校区コミュニティ協議会および自治会(それらの参画団体および枚方市コミュニティ連絡協議会を含む)が行う、日本国内における日帰りの活動 です。

<活動例>

各種会議、連絡調整等に関する活動、交通対策、防犯活動、体育祭、祭り、地域清掃、子ども会および老人会の活動など

以下の活動は補償対象外です。

- (1) 有償で行う活動(ただし、実費弁償は除く)
- (2) 職業として行う活動
- (3) 営利を目的とする活動
- (4) 宗教の教義を広め、布教を主たる目的とする活動
- (5) 政治上の主義・主張を推進し、又は反対することを主たる目的とする活動
- (6) 地震、噴火、洪水、津波などの災害時のボランティア活動
- (7) 共同保育等、保育を目的とする活動(ただし、主たる活動のため保育が必要であり、団体の責任において参加者の子どもを保育する場合は除く)
- (8) 医師、弁護士、司法書士、税理士などの専門的な資格においてのみ行うことのできる活動
- (9) 日本国外における活動
- (10) その他、公益活動保険の目的にそぐわない活動